

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	のぎく保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 野の花福祉会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	園長 川中清子 理事長 飯田光徳	
定員（利用人数）	133名（122名）	
事業所所在地	〒 538-0051 大阪市鶴見区諸口5丁目浜14-6	
電話番号	06 - 6913 - 9622	
FAX番号	06 - 6913 - 9621	
ホームページアドレス	https://nogikukids.jp/	
電子メールアドレス	info@nogikukids.jp	
事業開始年月日	平成18年5月1日	
職員・従業員数※	正規 17 名	非正規 23 名
専門職員※	保育士 22名 栄養士 1名 看護師 1名	
施設・設備の概要※	[設備等] 本園 保育室（2歳児、3歳児、4歳児、5歳児） 病後児ケアルーム、給食室、休憩室、調乳室 分園 保育室（0歳児、1歳児）	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	3 回
前回の受審時期	平成 29 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

[理念]

私たちは、地域住民と共生し、ひとりひとりの生命が大切にされ、全てのひとが自分らしく生きる社会の構築につとめます。

そのために法人と職員が持つ可能性を高め、地域に信頼される社会福祉法人をめざします。

[方針]

- 1 私たちは、常に子どもたちとその家庭等の立場に立ち基本人権を守り発展させる事業を、法人の中心課題とします。
- 2 専門性、科学性の追及を土台に、職員としての資質と力量の向上に努め創造的・先駆的な事業展開を心掛けます。
- 3 職員自らの生活と諸権利を守り、地域や社会福祉事業で働く人々との連携と協力を深め、「社会福祉事業に携わってよかった」と心から思える職場づくりを追及します。
- 4 地域の中に、深く根を張る事業として発展させます。
- 5 世界の平和と民主主義の発展は、基本的人権の保障の土台となるものです。法人は可能な限り民主主義に貢献します。

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ①乳児担当制保育に取り組んでいる。愛着の絆を築き自己肯定感や他者への信頼につながるように
- ②コーナー保育で自己選択や自己決定の経験を重ねることを大切にしています
- ③サークルタイムという時間を作り、お互いの表情を見ながら様々な会話をし、友達の話に耳を傾け、自分でも考え、意見を言う場を毎日設けています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	(一般財団法人)大阪保育運動センター
大阪府認証番号	270042
評価実施期間	令和5年6月5日～令和6年3月16日
評価決定年月日	令和6年3月16日
評価調査者(役割)	0701C039 (運営管理・専門職委員) 1102C040 (運営管理委員) 1901C026 (運営管理委員)

【総評】

◆評価機関総合コメント

「判断基準」の考え方	
a	よりよい福祉サービスの水準・状態 質の向上を目指す際に目安とする状態
b	「a」に至らない状況、多くの施設・事業所の状態 「a」に向けた取り組みの余地がある状態
c	「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

0401 号第 11 号『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」等より作成

のぎく保育園は、「誰もが安心して産み、育て、働きたい」という地域の保護者の願いにこたえて、2006年に設立されました。のぎく保育園の前身は、1976年に始まった定員12名の無認可保育所です。産後休暇明けからの保育など切実な要求にこたえてきた30年の歴史を生かし認可園として発展させ、2019年には守口のぎく保育園を開設し新たな歩み始めています。

法人の方針として、「常に子どもたちとその家族等の立場に立ち、基本的人権を守り発展させる事業を法人の中心課題とします」を掲げ「お日さまいっぱい、友だちいっぱい」を合言葉に保育を行ってきました。

保育の基本方針は以下の通りです。

- ・誰もが安心して産み育て働きたいという願いにこたえ、ホッとできる保育園
- ・一人ひとりの子ども達を大切に、子どもの成長を共に喜び育ちあえる保育園
- ・「食べることは生きること」手作り給食・おやつをつくりまします。
- ・地域と手をつなぎ、何でも相談できる子育てセンターとしての役割を目指します
- ・職員一人ひとりを大切に、明るい職員集団を目指します

上記の方針にもとづき、子どもの存在と人権の尊重、保護者と地域の子育て支援を大切に保育を行っています。

特色のある保育として、看護師が常駐している利点を生かして、病後児保育「病後児ケアルーム菜ずな」（定員4名）を実施していることがあげられます。感染症の回復期などの子どもが対象で、在園児でなくても登録により利用可能です。保育士と看護師の見守りの中、ゆったりと過ごすことができ、保護者の生活・就労支援の役割を果たしています。

◆特に評価の高い点

保育の充実では、乳児期の育児担当制などにより保育者との信頼関係を築く土台を作り、子ども一人ひとりが安心できる生活環境を整えています。

看護師が常駐し、日常の健康管理、感染症への対応など、子どもの健康・発達を守る体制が整えられ、保護者の安心と信頼につながっています。

給食に関する取り組みが充実しています。食材の栽培、季節の食材の使用、そして郷土料理も取り入れ、パン、おやつを手作りし、調理師、栄養士が給食の配膳を行うなど、子どもの食の状況を把握し、献立に反映させています。

◆改善を求められる点

必要な書類は全て設置していますので、その書類の形式や分類を検討し、作成しやすく、必要な時に確認しやすく整理することで、いっそう使いやすくなると期待します。

開園から17年を活かし、保育や運営のさらなる発展が求められます。職員の合意形成を高め、職員養成など安定的な体制づくりと継承を望みます。

保護者の状況が多様化し、コロナ禍でかわりが減少している現状を考慮し、保護者が要望などを伝えやすい方法、体制のいっそうの充実を望みます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

いろいろな視点から事実を分析し、課題を頂けたことで、今後の園運営の方向性が明らかになりました。

力を入れている乳児担当制保育、給食、保健衛生について評価を頂けたことは、職員達の励みになったと思います。

今後も、法人運営、人材確保、福祉サービス、保育の内容、保護者支援の一つ一つについて、公表を読み解き、改善策をたて、PDCAサイクルにのせ、深めていきます。

◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	園の理念と保育の基本方針は職員手帳、パンフレットや入園のしおりなどにも記載して職員や保護者に周知しています。法人の理念と基本方針を「入園のしおり」やHPに掲載しています。新たに策定したことを契機に、地域福祉に取り組む社会福祉法人としての役割を子育て支援団体等の関係機関にもさらに広く周知することを望みます。	

		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	私立保育園連盟や市内懇話会に参加し、区役所のネットワーク会議などにも出席して区内の状況把握に努めています。また月次決算書を基に税理士と経営状況の分析にも取り組んでいます。新たに地域住民ニーズを園独自で把握して事業計画に反映することを期待します。	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	理事会、評議員会において事業計画や経営課題についての検討が行われています。今後は地域住民ニーズを事業運営に反映する仕組みや、課題改善に職員が参加して組織的に取り組む仕組みができることを期待します。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	「法人理念を実現するための中長期計画」と中間事業計画・収支予算書を策定し、今後3年間の計画として人材育成や施設改善、地域の子育て支援などを記載しています。今後は、新たに明確化した理念や基本方針をもとに、計画がさらに充実したものとなることを望みます。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	園の単年度事業計画に沿って単年度の事業報告や予算書を作成しています。今後は「法人の理念を実現するための中長期計画」と単年度事業計画や事業報告の整合性をもとに、目標などをさらに明確にすることで、より充実した計画になることを期待します。	

I - 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
I - 3 - (2) - ①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画の策定においては職員会議などで検討し理事会、評議員会でも議論が行われて職員に周知するよう努めています。今後は事業計画の評価・見直しなどに職員が継続して組織的に参画できるよう改善を望みます。	
I - 3 - (2) - ②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	園の保育、職員体制については「入園のしおり」に記載し入園・進級時に保護者にも説明しています。今後は、施設・設備を含む保育環境の整備などについても保護者の理解がさらに深まるよう取り組みを期待します。	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 - (1) - ①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	第三者評価を定期的に受審し、職員会議などで保育の振り返りを行うなど質の向上に向けた取組を行っています。今後は園の自己評価シートやPDCAサイクルの取組に職員の参加機会を増やすことで、職員の理解が深まり取組の効果が高まることを期待します。	
I - 4 - (1) - ②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	中間と後期総括で、前期（計画・今の姿・評価・課題）、後期（計画・修正）毎に記載する表を用いて保育の改善に取り組んでいます。新たに園の自己評価等で明らかになった設備・人材育成の課題や保育所運営の課題についても、職員間で共有する機会を増やししながら計画的に取り組むことを期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ - 1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ - 1 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ - 1 - (1) - ①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	「職員手帳」に園長の職務内容を記載し「虐待防止マニュアル」には園長が責任者であることを記載しています。今後、園だよりの「つたえあい」や職員会議録に、それぞれ発行責任者や会議責任者として園長名を記載することで、より一層その責任に関して職員の理解が深まるよう期待します。	
Ⅱ - 1 - (1) - ②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	法令順守マニュアルを「職員手帳」に記載し、その責任者を明らかにし法人が保育所業務を行う上で特に注意を要する事項をまとめています。今後は順守すべき法令や、公益相談窓口の設置と担当についても明確にした規程の整備を望みます。	
Ⅱ - 1 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ - 1 - (2) - ①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	総括会議を年2回開催し保育を振り返り次への計画に反映し、担当制やピラミッドメソッドなどの職員研修を実施して保育をまとめています。今後は課題としている「保育の定量化」についても、職員との連携など組織的な取組のなかで指導力を発揮することを期待します。	

II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	園長は経営の状況やコストバランスに配慮し、業務のICT化にも取り組んで業務効率の向上に努めています。今後は、園運営と労務・財務などの分析をすすめて職員と共有しながら経営の改善にも取り組むことを期待します。	

	評価結果
--	-------------

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	養成校への定期的な求人募集や就職フェスタ参加で看護師、栄養士、調理師などの専門職を含めた必要な人材を確保しています。今後は、人材確保の方針と計画をさらに充実することを望みます。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	「職員手帳」に「信頼される職員としての勤務の心得」として職員に期待する事項も記載し、研修計画などで具体的に職員の育成に取り組んでいます。新たに目標管理制度や処遇に関わる人事考課についても明確にすることで人事管理がさらに充実することを期待します。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	職員と園長との面談を年2回定期的に開催し、職員の意向を把握してシフト表作成や有休取得に反映しています。外部のメンタルケアカウンセリングサービスを利用して相談窓口としています。ハラスメントについては職員手帳の中の「信頼される職員としての心得」に記載していますが、新たにハラスメント防止策と対応策を明示した規定を策定することで取り組みが今以上に充実することを望みます。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	職員の研修内容や目的・研修先を明らかにした個別の研修計画を策定し、研修報告書で職員の状況を確認しています。今後は、目標管理制度の策定や目標管理シートを運用することで、さらに個々の職員の育成につながることを望みます。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	保育園の理念や基本方針を基に職員一人ひとりの教育・研修を計画的に実施しています。今後、保育所が求める職員の知識・技術の目標などを具体化した計画策定がさらにすすむと共に、研修報告書の内容が職員間で確認しやすい仕組みとして充実するなどを期待します。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	個々の職員の勤続年数や職種・職責などに応じて研修の内容や日程の調整を行い、全職員が研修できるようにしています。今後は研修報告書への評価・分析を研修履歴として明記し、次の研修計画にさらに具体的に反映する仕組みとなることを期待します。	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	「保育実習・ボランティア・職場体験マニュアル」の中に保育実習オリエンテーションとして記載し、担当者を決めて養成校と連携しながら実習を行っています。今後、実習生受入に関するマニュアルを整備しプログラムを用意することで、より効果的な実習になるよう望みます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	財務諸表、園の理念や基本方針と施設運営、教育・保育に関する事項をホームページ（HP）で公開しています。今後、事業計画や事業報告をはじめ、苦情解決委員会の議事録などもHPなどを活用して公開することを期待します。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	経理・給与に関してはその処理を税理士事務所に委託しており、税理士による財務分析を毎年行っています。今後、公正性と透明性を確保し説明責任をさらに明確化する観点から、外部の専門家による監査支援などの活用を期待します。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	「園の方針」で何でも相談できる子育てセンターとしての役割を目指すとし、地域の未就園児に遊びの提供を行い地域のお祭りにも参加し、地域の老人施設への訪問も行って相互理解を深める取り組みを積極的に行っています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	「保育実習・ボランティア・職場体験マニュアル」を作成し、中学生の職場体験を積極的に受け入れています。今後、ボランティア受け入れマニュアルを充実して職員や保護者への事前説明を制度化するなど、より積極的な取り組みを行うことを期待します。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	地域子育て支援センターや保健所、巡回指導員などと連携し地区ネットワーク委員会役員として参画し職員・保護者に情報を周知するようにしています。新たにボランティア団体、児童相談所、福祉事務所、要保護児童対策地域協議会などを必要な社会資源として明確にし、さらに連携がひろがることを望みます。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	社会福祉施設会議に参加して地域の状況を確認しニーズ把握に努めています。今後は、園庭開放に参加していただいた地域住民への聞き取り調査や、地域住民の福祉ニーズを把握するために園独自のアンケート調査の取り組みなどを期待します。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	地域住民と共に、社会福祉協議会の防災の研修会や訓練に参加するとともに、災害避難時に必要な備品などの準備をしています。新たに、地域の生活困窮者や福祉ニーズを把握し、園として公益的事業の計画策定などに取り組むことを期待します。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ- 1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ- 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ- 1 - (1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	職員手帳や入園のしおりの冒頭に「私たちは、常に子どもたちとその家族の立場に立ち、基本的人権を守り、発展させる事業を法人の中心課題とします」と明記しています。そのことは職員ヒアリングでも確認できました。保育の中でも子どもたちが自分の思った事を言葉にして伝えるサークルタイムに取り組み、子どもの主体性を大事にしています。子どもの様子を動画で伝え合うなど共通の理解への工夫もしています。	
Ⅲ- 1 - (1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	個人情報保護等の重要性は職員手帳に明記し職員会議でも話し合っています。職員手帳に記載している「子どもたちのプライバシー保護について」の内容を事例を紹介するなどさらに充実することによって職員の理解が深まり保育や保護者対応にいっそう活かせると期待します。	
Ⅲ- 1 - (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ- 1 - (2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	園のホームページで、基本方針や日々の保育の内容などもブログで伝えていきます。園のパンフレットも分かりやすいものに適時見直し改訂しています。「病後児保育」に取り組んでいることもあり、地域や関係機関とのつながりを大切に、看護師が出向いての説明など広報にも努めています	
Ⅲ- 1 - (2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	入園に際しては「園生活のしおり」で説明し、個人懇談会でも資料を渡すなど分かりやすく伝えるよう努力しています。コロナ禍などでの伝わりにくさもあることから、文書による説明をいっそう充実するなどの工夫を期待します。	
Ⅲ- 1 - (2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	転園先へ引継ぎ文書を送る仕組みはあります。現在は小学校にのみ送付しています。卒園後や、転園後の子どもや保護者が相談しやすいように、メッセージカードのような文書を活用することによって、継続性への配慮が伝わると考えられます。	
Ⅲ- 1 - (3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ- 1 - (3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	コロナ禍で保護者との交流が減り満足度の把握分析も難しい状況にありました。ようやく会議や行事が出来、懇談会などを通して保護者との相互理解が深まる機会も戻りつつあることから、公開日誌や動画も活かした取り組みをさらに充実することによって、満足度の向上につなげることを期待します。	
Ⅲ- 1 - (4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ- 1 - (4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	入園のしおりに「相談窓口」を記載し、玄関にも掲示しています。記載内容や事故報告書・ヒヤリハットのフォーマットなどの工夫と、苦情解決第三者委員会の開催などにより、仕組みの充実と周知・機能のいっそうの向上につながることを期待します。	

Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	園長が毎日7時半から9時まで門前に立ち、一人ひとりに声掛けをしています。玄関に意見箱も設置しています。施設構造上、制約はありますが、保護者が個別に相談できるスペースの確保に向けて、引き続き検討することを望みます。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	職員は保護者に日々の保育を伝える努力をしています。コロナ禍の影響もあると思われますが、当評価機関が実施した保護者アンケート等では「保護者の意見などに対する懇談会や園だよりでの説明」など、園として迅速で適切な対応を求める声もありました。園や職員集団としての組織的対応へのいっそうの努力を期待します。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	リスク管理表に基づいて園長が管理し、必要な事柄は職員会議で報告しています。職員は事故防止チェックリストに基づき、各クラスで毎週チェックを行っています。過日、前触れなく園を訪問した大阪市の事故防止巡回員から、子どもへの介助の様子等について「大変良い」という評価もありました。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	マニュアルを整備し対応しています。「コロナ」についても行政の指示に従って保護者に伝達しています。保護者のコロナ禍での戸惑いもあることから、看護師を配置できている園の良さを生かして、保護者対応などにも努力しています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	防災計画に基づき、避難訓練なども実施しています。第一避難所を変更するなど、取り組みに必要な見直しも行っています。備蓄品の点検なども期日を決めて行っています。分園と本園の距離や立地条件なども考慮し、災害時における施設間の連携と、地域との関係や協力体制の強化などへの工夫が望まれます。	

評価結果

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	全体的な計画や年間指導計画と共に、乳児の保育・幼児の保育などについても、マニュアルなどに文書化しています。保育の提供にあたっては、職員間で実際の子どもの姿に基づいて議論し、繰り返し実践検討を行うなど、職員誰もが理解し実施できる保育方法など標準化へのいっそうの工夫を期待します。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	年間の保育については10月の中間と3月の後期に総括会議を定例化して振り返っています。職員の意見は会議で反映し、保護者の意見は担任に伝えていきます。園として共有し確立している実施方法に基づいて振り返り、検討し見直す手順と仕組みのいっそうの充実を期待します。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

b

(コメント)

子どものチェックリストなども活用し、個人面談や、大阪市の巡回指導員などの意見なども聞きながらアセスメントを行い指導計画を策定しています。毎週園長・主任で週案を検討しています。さらに保護者や子どもの状態を、職員で共有し、指導計画に活かすなどの仕組みを確立することを期待します。

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

(コメント)

総括会議で見直しは行っています。コロナ禍もあり子どもと保護者の状況は日々変化しています。見直しを行う時期や、職員・保護者の意向把握を工夫し、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを含め、評価・見直しのさらなる充実を期待します。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

(コメント)

個別指導計画などは同じ様式で記載するように改善を図りました。日々の保育などの情報は、事務所に日報を置いて記入し、職員全員が見られるようにして共有化を図っています。記載内容や記載方法を整理し、分かりやすい記述になるよう期待します。

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

(コメント)

子どもの記録などに関するファイルなどは、事務所で鍵のかかる戸棚に保管しています。開示についても規定を定めています。紙媒体だけでなく、データ保存が増えることから、それらのいっそうの管理・保管の徹底が求められます。保育園規則の中の文書管理規定に「(児童票等)子どもの記録に関する文書」の補強を望みます。

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	保育の理念、方針、目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて、総括会議で職員から出された意見を反映させて、園長が全体的な計画を作成しています。職員が評価・作成に参画することで、全体的な計画がよりよいものになることを期待します。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	担任保育者を中心に、看護師も参画して、子どもたちの状況をよく把握し、子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備にとりこんでいます。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	子どもの状態に合わせた保育のために、大きな声や感情的な表現で子どもに話ることがないように全体で共通理解を図っています。子どもに対する言葉遣いについて、クラス内や職員同士でふりかえって意識化することを大切にしています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	b
(コメント)	一人ひとりの発達の状態に合わせて、基本的な生活習慣が身に着くように援助を行っています。 子どもの「快・不快」の獲得をうながす取り組みとして布おむつを使用しています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
(コメント)	保育室にコーナーを設け、子どもが自らあそびを選択してあそびこめるような環境を整えています。園外保育（公園への散歩、雪あそびなど）や地域のお祭りへの参加など、多様な保育内容を通して豊かな経験を提供しています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	担当制保育を取り入れ、0歳児が安心して過ごせるようにしています。保育室にコーナーを設け、子どもの発達や興味に合ったおもちゃやあそびを精選し、主体的にあそびに向かいやすい環境の工夫をしています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	担当制保育を取り入れ、1・2歳児が安心して過ごし、主体的に活動に取り組めるようにしています。保育室にコーナーを設け、あそびに向かいやすい工夫をするとともに、子どもの思いを代弁し、共感することを大切にしています。異年齢でのかかわりや保育士以外のおとな（調理員、看護師、職場体験の中学生）が保育に参加するなど、子どもとのかかわりも大切にしています。	

A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	3～5歳児の発達特性をふまえて、興味のあるあそびを設定し、他児とのかかわりが育つように保育を行っています。保護者には、ドキュメンテーションを用いてあそびや活動の様子を伝えています。特色のある豊かな保育内容が実施されているので、保育内容や活動での子どもの姿を積極的に小学校に伝えることが小学校への円滑な接続につながります。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	現在、在園児に歩行の困難な子どもがいます。トイレに手すりを付け、自分でトイレに行けるように環境を改善しています。保育においては、個別指導計画を作成し、保護者と連携をとりながら保育を進めています。保育所の保護者に障害のある子どもに関する情報は提供していません。今後に向けて情報提供の方法を検討することを望みます。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	延長保育の子どもには、ゆったり過ごしたり、好きなあそびに取り組める環境を整えています。引き継ぎノートと口頭での引き継ぎを併用し、保護者に必要なことを適切に伝えられるようにしています。保護者からの伝言は日報に記載し、担任保育者に伝えています。在園時間が長く、延長保育を利用する日数の多い子どもについても、延長保育においても継続的な活動が可能になるような環境を整えています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
(コメント)	保育所児童保育要録を小学校に持参する際に、園長と5歳児の担任が小学校を訪問し、子どもそれぞれの様子を伝え、子どもについての情報交換を行っています。気になる子どもについては、小学校側から見学に訪れる場合もあります。コロナ禍のため、3年間は交流・連携活動が実施できていませんが、小学校と調整を図り、再開する機会を検討することを期待します。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	看護師が健康診断、検診、保健計画の作成に参画しており、そこで作成した記録を関係職員と共有しながら適切に健康管理を行っています。保護者に対しては、「保健だより」を毎月発行し、子どもの身体にかかわる情報や園での取り組みを周知しています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	看護師が健康診断・歯科検診に立ち会い、そこで作成した記録を関係職員と共有して保育に反映させています。健康診断・歯科検診の結果、受診が必要な場合には、看護師から保護者に伝え、受診結果を把握するようにしています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	ガイドラインと医師からの指示にもとづき、適切な対応を行っています。食物アレルギーについては、アレルギー用献立、トレイと別の食器の使用、チェックの徹底によって誤食を防いでおり、誤食はありません。持病のある子どもについては、看護師の指導の下、マニュアルに即した適切な対応が行われています。	

A-1-(4) 食事	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	個人差や嗜好に配慮し、無理強いせず、自分で食べられる量に調節しています。クッキング活動を通して食物に親しみ、苦手な野菜も進んで食べられるような取り組みも行っています。保護者には「給食だより」を通して食生活や食育の取り組みについて知らせています。また順次食事をする方法の中で、コロナの状況を見ながら友達と楽しく食事ができるように環境を工夫しています。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	季節の食材を使用し、パン、おやつ、補食も手づくりしています。誕生会や発表会などの際には行事食を提供し、その行事を楽しむことができるようにしています。調理師、栄養士は、給食時には配膳を担当し、おやつ時には見回りをして、子どもの食の状態（好き嫌いや量など）を把握し、献立に反映させています。

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
(コメント)	乳児・幼児とも、送迎時に今日の姿について簡潔に伝えています。乳児では、毎日の連絡帳により家庭と情報共有を行っています。幼児では、写真を入れた公開日誌で子どもたちの様子を伝えています。写真を入れることで、保護者がよく見てくれるようになり、保護者と子どもが話をする姿が増えました。連絡事項も伝わるようになりました。他にも、毎月「クラスだより」を発行しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		b
(コメント)	連絡帳、公開日誌、送迎時のコミュニケーションを通して、保育や子どもの姿を伝え、保護者との信頼関係を形成しています。保護者からの相談については、職員会議で共有し、園全体で対応するようにしています。保育所の特性を生かした支援として、病後児保育にも取り組んでいます。保護者から要望や苦情が伝えやすい雰囲気と方法・体制をつくることを望みます。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
(コメント)	権利侵害の兆候や子どもの異変を見逃すことがないように、日常的な子どもの様子の把握を徹底しています。関係機関との連携を連携を図り、継続的な見守りの必要な子どもについては、園全体で情報共有して対応しています。虐待が疑われる事案に関しては、園長と担任を中心に対応しています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
(コメント)	週案での振り返り（自己評価）を次週の指導計画につなげることを基本に、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。年2回の園長によるヒアリングを研修計画につなげています。保育士等の自己評価を通しての気づきを職員全体で共有することが、職員全体のいっそうの専門性の向上につながります。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	「職員手帳」の「虐待防止マニュアル」の中に「園内での虐待の未然防止」が記載され、体罰や暴言、威嚇など不適切な行為を禁止しています。体罰等子どもへの不適切な対応について話し合う機会を多く設け、防止と早期発見に取り組んでいます。その際に、言葉遣い、声のトーンなど具体的な行為についての振り返りを行い改善に取り組んでいます。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	のぎく保育園に在園する保護者世帯
調査対象者数	103人 (世帯)
調査方法	当評価機関が作成した保護者アンケートと返信用封筒を、園から配布して貰い、回答は保護者が直接当評価機関へ返送。

利用者への聞き取り等の結果(概要)

在籍世帯の約60%が回答を寄せました。
回答者の子どもの年齢も満遍なく、回答者の80%が「はい、いいえ」への記述だけでなく、自由記述や設問へのコメントを述べています。

設問に対して「はい」との肯定的な回答が多かったのは、「健康診断の結果について園から伝えられる」「給食献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の内容がわかるようになっている」「保育園の理念や方針について園から説明があった」などの項目でした。

園の保育に対して「子どもをよく見て貰っている」「個別に、柔軟に対応して貰える」「コロナ禍ではあるが、園や職員は努力してくれている」など、感謝の言葉も多く寄せられていました。

全体としてコロナ禍の影響を受けていると思われる状況ですが、設問の中で「いいえ」との答えが多かったのは「保護者同士のつながり」に関するものでした。

園の保育には感謝しているが、「保護者の率直な意見を園運営に反映して欲しい」「保護者の生活実態を考慮してほしい」などの声もありました。

多くの保護者が自由記述にコメントを記載している積極性を園として受け止め、コロナ禍での教訓も生かしながら、園として保護者との連携を新たに発展させる取り組みなどへの努力を期待します。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等